

S i Fウルトラハイスピードアタック2009

2009年 J A F東北ジムカーナ選手権 第3戦
2009年 J M R C南東北ジムカーナシリーズ 第3戦

特別規則書

開催日

2009年5月31日(日)

開催場所

エビスサーキット

主催

エスアイエフ(S i F)

公認

社団法人日本自動車連盟(J A F)

協力

J M R C東北
J M R C東北ジムカーナ部会

第1章 大会告知

第1条 競技会の定義および組織

本競技会は、国際自動車連盟(F I A)の国際モータースポーツ競技規則ならびに付則、それに準拠したJ A Fの国内競技規則および付則に従い開催される。

第2条 競技会の名称

S i Fウルトラハイスピードアタック2009
2009年 J A F東北ジムカーナ選手権 第3戦
2009年 J M R C南東北ジムカーナシリーズ 第3戦

第3条 競技種目：ジムカーナ

第4条 競技の格式

J A F 公認：準国内格式競技、J A F 公認番号：2009年6014号

第5条 開催日：2009年5月31日(日)

第6条 競技会開催場所(コース公認No.2009-I-0702)

名称：エビスサーキット ジムカーナコース
所在地：〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1
TEL：(0243)24-2972
FAX：(0243)24-2936

第7条 オーガナイザー

名称：エスアイエフ(S i F)
代表者：須田行雄
所在地：〒960-2261 福島県福島市町庭坂字富山78-3
TEL：(024)591-3817
FAX：(024)591-3817

第8条 組織委員会

組織委員長：須田 行雄
組織委員：斎藤 幸二
組織委員：清野 岳

第9条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会
競技会審査委員長：大谷 保志(奥州V I C I C)
競技会審査委員：積田 高治(A I Z U-S C C)
競技会審査委員：谷津 良嗣(C M S C福島)
2) 競技役員
競技長：須田 行雄
コース委員長：須田 雅文
計時委員長：斎藤 幸二
技術委員長：須田 行雄
救急委員長：清野 岳
医師団長：後藤 英隆(C M S C福島)
事務局長：佐藤 義隆

第10条 参加申込および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)
〒960-2261 福島県福島市町庭坂字富山79-2
(有)Sマジック須田自動車内 大会事務局
TEL・FAX (024)591-3817g
2) 参加受付期間：受付開始 2009年5月11日(月)
締切日 2009年5月25日(月) 必着
3) 提出書類
所定の参加申込書、改造申告書に必要事項を記入し、競技参加者、競技運転者、それぞれ署名捺印のうえ、次の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。
4) 参加料
現金書留で郵送のすること。
・地方選手権クラス ￥13,000- (昼食付)
・J M R C南東北シリーズクラス ￥12,000- (昼食付)
・クローズドクラス ￥9,000- (昼食付、臨時会員費含む)
5) 施設入場料
競技参加者のみ参加料に含む。

第11条 サービス員、サービスカー

1) サービス員の登録は不要とするが、施設入場料は別とする。
2) サービスカーの登録は、参加車両1台に1台までとする。
3) サービスカー登録料
¥2,000-
4) サービスカーは1BOXまでとする。
5) 登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

第12条 タイムスケジュール

ゲートオープン：7:00
参加確認受付：7:15 ~ 7:45
公式車両検査：7:30 ~ 8:15
開会式/ドライバーズブリーフィング：8:30 ~ 8:45
慣熟歩行：8:50 ~ 9:40
第1ヒート：9:50 ~
慣熟歩行：第1ヒート終了後
第2ヒート：慣熟歩行終了後
表彰式：正式結果発表後

第13条 その他の事項

S C・D車両のタイヤウォームアップは、発電機等を持参の上行うこと。(施設常設電源の過剰使用を防止するため)

第2章 競技参加に関する基本規則

第1条 参加車両

2009年日本ジムカーナ/グートライフル選手権規定第11条に従う。

第2条 競技クラス区分

1) 地方選手権クラス
2009年日本ジムカーナ/グートライフル選手権規定第12条に従う。
2) J M R C南東北シリーズクラス
・B1(1000cc以下の車両) ・B2(1000ccを超える前輪駆動車両)
・B3(1000ccを超える後輪駆動車両) ・B4(1000ccを超える4輪駆動車両)
・P(2009年J M R C南東北シリーズのP車両) ・C L
・C D(S C、D車両)

第3条 参加資格

2009年日本ジムカーナ/グートライフル選手権規定第13条に従う。
1) グラズド参加者は、クラブ員もしくは臨時クラブ員とする。

第4条 参加台数

参加台数は原則として制限しない。

第5条 参加受理

1) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJ A Fに報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。尚、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
2) 参加受理をした場合、通知しない。
3) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。

第6条 参加者に対する指示および公示

1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
2) 当該競技会に関する公示、J A Fが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第7条 車両の変更

2009年日本ジムカーナ/グートライフル選手権規定第25条に従う。

第8条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することとは、当該車両がすべての規則に適合し参加申請したもののみなされる。
- 2) 参加者は、出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は、公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。

第3章 競技に関する基準規則

第1条 競技コース

競技コースは、競技会審査委員会に承認された公式通知にて公示されたコースにて行う。

第2条 ドライバースプリーフィング

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第26条に従う。

第3条 慣熟歩行

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第28条に従う。

第4条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。

第5条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第6条 一般安全規定

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第32条に従う。

- 1) N、S Aクラスへ参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールオーバーの装着、および4点式以上の安全ベルトの装着を強く推奨する。
- 2) その他、パドック内において行う行動、作業等は充分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第7条 競技運転者の装備

- 1) 競技中の服装は、レーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブを強く推奨する。
- 2) 競技中のヘルメットは、J A F『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項』に適合するものの着用を義務付ける。

第8条 信号合図

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第29条に従う。

第9条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。

- 2) 競技中断の合図と同時に、走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第10条 計時

スピード行事開催規定第14条に従う。

- 1) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。バックアップとして2個以上のストップウォッチを使用する。ストップウォッチを使用する場合は、1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第11条 順位決定

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第30条に従う。

第12条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上の指定されたマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。

第4章 抗議

第1条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議をずる権利を有する。

- 1) 抗議を行う場合は、必ず文書により理由を明記し署名の上、国内競技規則に規定する抗議料(¥20,300-)を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置の精度、位置に関する抗議はできない。
- 5) 競技審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第2条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
- 3) 記載されていない事項については、国内競技規則12-4に従う。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第1条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第31条に従う。

第6章 賞典

第1条 賞典

各クラス 1位～3位 : J A Fメダル、盾、副賞
各クラス 4位～6位 : 盾、副賞

第2条 賞典の制限

- 1) 参加台数による賞典の制限（各クラス）

参加台数5台以下	: 2位まで（J A Fメダルは3位まで）
参加台数6～7台	: 3位まで
参加台数8～9台	: 4位まで
参加台数10～11台	: 5位まで
参加台数12台以上	: 6位まで

第7章 損害の補償

第1条 損害の補償

- 1) 参加者、競技運転者は参加車両および付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストは、J A Fおよびオーガナイザー、大会役員、競技役員、大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。
- 3) 大会役員、競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

第8章 参加者および競技運転者の遵守事項

第1条 遵守事項

2009年日本ジューダナグートライル選手権規定第33条に従う。

- 1) 競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 2) 全ての競技運転者は、本競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。（死亡時800万円以上。J M R C東北共済保険でカバー可）

第9章 本規則の解釈および施行

第1条 本規則の解釈

競技会中に本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合、競技会審査委員会が決定する。

第2条 罰則

- 1) 競技違反または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第3条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、J A F国内競技規則とその付則、およびF I A国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本規則発行後、J A Fにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上

一 大会組織委員会 一